

主な指摘事項【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
人員	定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数	・オペレーターは、提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、午後6時から午前8時までの時間帯については、ICTや電話の転送機能等の活用により、事業所外においても利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができる。と認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。また事業所においては、午後6時から午前8時までの時間帯については、前述した体制を構築し、オペレーターを配置していると認められる。 しかしながら、事業所においての午前8時から午後6時までの時間帯については、事業所における利用者の状況等を踏まえると、オペレーターは事業所に常駐する必要がある、その提供時間帯においてオペレーターがいない時間帯がある日が散見されたため、提供時間帯を通じて、必要な人員を配置すること。	1件
運営	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書及び契約書(以下、契約書等)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。 今後については修正・追記を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。 ・従業者の職務の内容について記載すること。 ・通常の事業の実施地域外の利用者にサービスを提供する場合の交通費等の金額について、運営規程との間で齟齬が見られたため、実際の金額を記載すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。	1件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、変更届についても提出すること。 ・記録の保存期間がサービスを提供した日から5年間となっているため、サービス完結の日から5年間とすること。	1件

計3件